

平成27年度 子ども・子育て支援新制度における 防府市の保育料【案】

この保育料（案）は、現時点の案であり、防府市の予算編成及び関係条例の整備を経て、平成27年3月に決定することとなるため、変更となる場合があります。

階層区分		保育料（月額）									
		1号認定		2号認定				3号認定			
		教育標準時間	0円	3歳児 平成23年4月2日生～ 平成24年4月1日生		4、5歳児 平成21年4月2日生～ 平成23年4月1日生		0～2歳児 平成24年4月2日生～			
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
生活保護 世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
市町村民税 非課税	母子等の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
	その他の世帯	3,900円	4,000円	3,900円	4,000円	3,900円	4,000円	7,000円	6,800円		
市町村民税 所得割非課税 (均等割のみ課税)	母子等の世帯	0円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円	15,000円	14,700円	
	その他の世帯	3,900円	13,000円	12,700円	13,000円	12,700円	13,000円	12,700円	16,000円	15,700円	
市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	母子等の世帯	9,900円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円	15,000円	14,700円
		その他の世帯	10,900円	13,000円	12,700円	13,000円	12,700円	13,000円	12,700円	16,000円	15,700円
	48,600円以上 72,800円未満	母子等の世帯	9,900円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円	22,000円	21,600円
		その他の世帯	10,900円	21,000円	20,600円	21,000円	20,600円	21,000円	20,600円	23,000円	22,600円
	72,800円以上 77,200円未満	母子等の世帯	9,900円	25,000円	24,500円	24,000円	23,500円	24,000円	23,500円	27,000円	26,500円
		その他の世帯	10,900円	26,000円	25,500円	25,000円	24,500円	25,000円	24,500円	28,000円	27,500円
	77,200円以上 97,000円未満	の世帯	15,300円	26,000円	25,500円	25,000円	24,500円	25,000円	24,500円	28,000円	27,500円
	97,000円以上 133,000円未満	の世帯	15,300円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	37,000円	36,300円
	133,000円以上 169,000円未満	の世帯	15,300円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	41,000円	40,300円
	169,000円以上 211,300円未満	の世帯	15,300円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	54,000円	53,000円
211,300円以上 301,000円未満	の世帯	20,500円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	54,000円	53,000円	
301,000円以上 397,000円未満	の世帯	20,500円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	65,000円	63,800円	
397,000円以上	の世帯	20,500円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	27,000円	26,500円	65,000円	63,800円	

- 注)
- ・ 年齢区分は、平成27年3月31日現在の満年齢となります。
 - ・ 利用する施設・事業、公立私立を問わず、支給区分ごとに同一の保育料となります。
 - ・ 4月分から8月分の保育料は平成26年度の市町村民税（平成25年中の収入に対するもの）、9月分から3月分の保育料は平成27年度の市町村民税（平成26年中の収入に対するもの）により決定されます。
 - ・ 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）を差し引く前の税額により決定されます。
 - ・ 子どもの父母の課税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の課税額を合計する場合があります。
 - ・ 1号認定の保育料には給食費は含まれません。2号認定の保育料には給食費のうち副食費のみ含まれます。3号認定の保育料には給食費が含まれます。
 - ・ この保育料のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
 - ・ 新制度に移行しない幼稚園の保育料は、現行どおり各幼稚園が定める保育料となります。

（平成27年1月13日現在）